

■ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金 ■

2023年6月12日 よりの料金です。

1) 一戸建ての住宅に係る技術的審査の料金

( )内は消費税 10 %を含む料金です。

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県				備考
種別	審査条件	延床面積 300㎡以下	延床面積 300㎡超え	
一戸建ての住宅	単独申請	¥40,000 ( ¥44,000 )	¥45,000 ( ¥49,500 )	1 変更について 一戸建ての住宅に係る技術的審査の料金について 適合証が交付された後に行う計画の変更に伴う変更申請の手数料は、原則は左記金額の「2分の1」以上とし上限は左記金額とする。但し、直前の技術的審査を当社以外で行っている物件の場合は、新規に技術的審査をする料金とする。詳細な料金は変更内容により事例ごとに社内で相談の上決定する。
	併願申請	¥12,000 ( ¥13,200 )	¥12,000 ( ¥13,200 )	
				2 併用住宅について(1住戸) 一住戸における併用住宅の料金は左記の料金に下記の料金を加算する。但し、当社は住戸のみの審査を行い、非住宅の審査は行いません。 ¥5,000 /棟 ( ¥5,500 /棟 )
				3 再発行については1回につき下記の料金による。 ¥5,000 /1回 ( ¥5,500 /1回 )
				4 減額料金及び増額料金については、別途内規で定めます。
				5 併願申請の条件 該当する併願業務は「設計住宅性能評価業務」及び「長期優良住宅建築計画に係る確認審査業務」とする。 但し、断熱等性能等級は等級5以上であること、一次エネルギー消費量等級が等級6であり再生可能エネルギー源を利用していることが必要です。又、その他低炭素建築物認定基準に合致している必要があります。